

第246回教育研究評議会議事要録

1. 日 時 平成27年7月21日（火） 13:30～15:05
2. 場 所 事務局 第2会議室
3. 出席者 中井学長、功刀副学長、三浦副学長、神子副学長、
千葉副学長、
千葉人間発達文化学類長、朝賀評議員、松下評議員、
久我行政政策学類長、田村評議員、鈴木評議員、
真田経済経営学類長、阿部評議員、佐野評議員、
二見共生システム理工学類長、山口評議員、佐藤評議員、
小島統括学系長、中村事務局長
【オブザーバー】青柳理事、平山監事
4. 欠席者 小沢副学長

5.

審議事項

1. 公正研究規則等の改正について

報告事項

1. 平成27年度監事監査計画について
2. 学長学術研究表彰実施要項の改正について
3. その他

【確認事項】

第245回教育研究評議会議事要録を原案のとおり確認した。

【審議事項】

- (1) 公正研究規則等の改正について

千葉副学長から、資料1に基づき、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の制定に伴い改正する公正研究規則、公正研究委員会規程、懲戒処分の公表基準、及び今後の学内体制等について提案があった。

質疑の中で、資料1の2の16ページにおいて、公正研究規則第25条第3項の「調査対象者が不正行為であるとの疑いを排除するに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定することができる。」とあるが、告発される側が、不正がないことについて立証責任を持つというのは違和感があるという意見が出された。それに対し、この規定は、本来存在すべき関係書類などが不足している場合など、限定的な

ものであること、また5ページの第10条第2項において、「告発は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者等の氏名、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。」という規定との関係から、不正行為でないことの証明を第一義的に研究者が行うものではないとの説明がなされた。

審議の結果、各学類教員会議へ意見を聴くこととし、継続審議とし、第248回教育研究評議会（9月1日開催予定）で各学類からの戻り報告をすることとした。

【報告事項】

(1) 平成27年度監事監査計画について

平山監事から、資料2に基づき、監事から学長へ通知した平成27年度監事監査計画の概要について報告があった。

各学類教員会議へ、教員控室に資料揭示の上、報告することとした。

(2) 学長学術研究表彰実施要項の改正について

千葉副学長から、資料3に基づき、標記実施要項について推薦内容の見直しを行うとともに、表彰の区分を新設する等の改正を行ったことについて報告があった。

各学類教員会議へ、教員控室に資料揭示の上、報告することとした。

(3) その他

特になし